

自然との共生居住権の喪失と二重居住権の確立を

原発事故による放射能汚染被災地飯舘村等の支援活動を通して

日本大学生物資源科学部生物環境工学科

教授 糸長浩司



1. 真の災害復興を問う

2015年9月初旬の台風18号による豪雨は栃木、茨城、宮城、福島で多大な水害をもたらした。2011年3月11日の大震災と大津波の光景を思い出させるような惨状がテレビで映し出されている。この集中豪雨の後、飯舘村での放射能測定に村民と一緒に向かった。小生の学部のある有志で飯舘村の被害実態解明と復興のための実験拠点としている定点観測・実験地に向かう。その河川沿いの道路はえぐれ遮断されていた。迂回して実験観測地には到達できた。道路沿いでは、除染済みの土壌が収納されたフレコンバックが池と化した仮置き場（仮置き場でなく、仮置き場に収納される前の置き場であり、飯舘村内の置き場の多くはまだ仮置き場である）に置かれている状況である。一部は河川に流出している。元は水田であり、大雨がふれば水浸しになることは明確である。放射能汚染土壌は土石流となって河川を下っている。放射能セシウムは平常時の河川水には含まれていないが、いざ激流になれば河底のセシウムは舞い上がり、また、斜面林地からの放射能土壌が川に流れこむことは明確である。この惨状を見ると除染の限界は明確である。

まだ、飯舘村はいまだ原発事故災害の中にある。原発事故がアンダーコントロール下ではなく、今後の台風、水害等の常襲が予想される中、政府が進めようとしている平成29年春での帰還政策には無理がある。村当局は政府の帰還政策に乗る形で、村内に新しい中央公民館の新設、道の駅の新設、復興公営住宅の建設に熱心である。災害復興予算を使用したハード公共施設整備である。帰村した村民達のライフラインの整備という名目ではあるが、村の復興という形をシンボリックに構築したいという政治的意思としてしか感じないのは筆者だけではない。村民の多くがそう感じている。

村民の半数以上が参加している、飯舘村民救済申し立団と他のADR申立の村民グループ達が集団で、政府の帰還宣言に関する閣議決定に対して村長が反対するよう二度にわたって文書要請したが、村長は国の解除指針に従うという見解で、村民達の多くの声を聞こうとしない。村民達は放射能汚染の実態を良く理解し、除染の限界も理解している。村民達は、子どもや孫達が戻らない村の未来を描けない中で、帰還宣言後の1年後には現在の精神的慰謝料はなくなるという政府方針に不安を募らせる。年金生活の高齢者にとっては帰還しか選択肢のない状況が強いられる。原発棄民という状況が心配される。帰還した町村には利用者の少ない公共施設が建ち並ぶという異様な風景が展開されることになる。

飯舘村当局による災害復興は、村の物理的・空間的復興がメインで、村民達の生活再建、コミュニティ再建・復興でないことは非常に残念である。災害以前の村づくりが、行政と村民の協働による丁寧な村づくりを進めてきたこととのギャップが大きい。

2. 「自然との共生居住権」の崩壊

筆者は、20年来、飯舘村の住民と行政の協働による持続可能な村づくりに関わってきた。筆者は、20地区の行政区単位での住民参加による地区別計画づくりと、その村民主体の活動を行政が支援するという自立型の村づくりの仕組みの構築と実行を提案し支援してきた。飯舘村は、平均標高450m、総面積230.13km²の約75%を山林が占める高原田園地域で、約6,100人、約1,700世帯が暮らしていた。第4次総合計画（平成7年～16年）は「クオリティライフ」のテーマで20の行政区計画を作成し、村の総合計画に組み込み、各行政区には1,000万円の活動支援金を交付し、偉大な田舎・田舎人をつくることを進めてき

た。例えば前田地区では山菜や炭を売る道の駅や、蕨園をつくり、独自のコミュニティビジネスも展開してきた。その後の第5次総合計画（平成17年～26年）は、筆者の提案で「までいライフ」（「までい」とは飯館村の方言で「丁寧に」、「じっくりと」）を掲げ、自然や農のある持続可能な自立的な里山暮らしの実現とその魅力の発信をしてきた。金がなくても、里山の恵みにより豊かな人間的な暮らしのできる村にしようと村民と行政が一体となって村づくりを進めてきた。

このような「自然との共生居住権」ともいえる生活を享受してきた村が、原発事故で放射能汚染され、その豊かな居住権が一瞬の内に破壊された。春は山菜や松茸を採り、日々の暮らしの水は沢水を使い、沢水は田んぼを潤し、惜しい米を育む。四季折々の里山の風景を楽しむ、収穫の喜びで秋の祭りをみんなで祝う。先祖が開拓で開いた山林には牛が放牧され、美味しい

牛乳と肉を提供してくれる。山や川の自然の恵みを巧みに活用した自然と共生した里山暮らしを享受してきた。都会暮らしではできない「偉大な田舎暮らし」として都会に発信してきた村であり、多くの移住者も受け入れる一方で、移住者の新しい田舎暮らしにも刺激を受けた。里山の葉や枝がユニークな家具やガーデン素材に変貌することを村人はIターン者から学び、自然素材を活用したアートが普及した。村人自身の自薦他薦と選考により、「偉大な田舎暮らし」の人たちを村で表彰する事業も展開してきた。大地とともに生きてきた村、自分達の努力で持続可能な居住を実現してきた村が、取り返しの付かないまでに放射能汚染された。この重大な事実を政府も国民も十分に理解していない。

3. 初期被曝被害と農のある避難村の提案

事故直後、建築・地域共生デザイン研究室に「飯館村後方支援チーム」（糸長浩司、浦上健司、小澤祥司）

飯館までえな避難村（元気長屋）プロジェクトイメージ図

EAS



図1 農のある避難村の提案 (図作成 糸長浩司、藤枝祥枝)

を立ち上げ、NPO 法人エコロジー・アーキスケープ(理事長: 糸長浩司) と共同で、飯館村長、役場への情報提供・避難助言、村からの情報発信支援、村の放射能被害状況調査、避難村民意識調査、復興再生のための助言、子ども達のリフレッシュキャンプの実施、避難先での村民達の共同菜園づくり支援、移住と二地域居住提案等を行い、3月末に今中助教(京都大学原子炉実験所等)達と村の全域での空間放射線量調査と土壌分析を共同で行った。村の深刻な汚染を村当局に指摘し、村民への調査データの公開と避難勧告を行った。残念なことに情報公開は村長から拒否され、筆者らのWEB上で村民達にも公開し緊急避難や除染対策を村や国に要望した。その後「計画的避難区域」に指定されたが、残念ながら村当局の避難対応は遅く、高線量区域で長期間、村民達は被曝した。2013年の今中達との村民避難行動調査結果では、飯館村民の平均初期被曝量(震災後から7月末までの期間)は、福島県立医大によるアンケート結果での飯館村民の平均初期被曝量の2倍となる、7mSv/hの被曝量が推計された。これは震災後村外に避難した村人達が行政の帰村誘導的施策等により、4月以降帰村したことによる。この点を含めて、2014年11月に、飯館村民半数以上が、初期被曝保障等に関してADRに集団訴訟を申し立てている。

被災直後に、筆者はチェルノブイリの事故等を学ぶ中で長期的な避難生活が強いられることは明確と考え、政府が提案し実施しているようなプレハブによる難民キャンプのような避難所ではなく、農的な営みもできるような避難村づくりを、「まていな避難村」(図1)として提案した。飯館村長や村当局にも再三要請したが、取り入れられることはなかった。村民達にも被災直後から避難村を提案したが、まだ精神的な落ち着きがないなか、長期的な農のある避難村構想は時期尚早と感じたようであった。ただ、この時の提案は間違っていなかったと思う。その後の仮設住宅の周囲は避難民達による共同菜園が作られ、一種の「農のある避難村」の様子が現れた。それは避難民達の自主的、

共同的努力によるものであり、農の力(大地を耕し、自然の恵みを得ることという喜びを与える)を感じる。

4. 村民生活再建のための政策提案

国や村当局に先立つ2012年末に、研究室で飯館村民成人悉皆アンケートを実施し1,336人の回答があった(<http://www.ecology-archiscape.org/>に掲載)。「数値がどうであれ、村に戻って生活することはない」は2割強で、4割は年間1mSv未満での帰村意向で、国の避難解除基準の年間20mSvでの帰村意向は2割にも満たない。避難解除の決定方法は、「村民投票」38%で最も高く、「村民懇談会で話し合う」33%で、「村長・議会への一任」は12%であった。避難解除という重要な課題は直接参加型の決定を望んでいた。2015年7月に村長に対して、村民の半数以上が参加するADR申立団等が避難解除の決定への村民参加を要請している。多くの村民達のその意思は今も変わらない。自分や家族の命や人生に直接関係する決定に関しての直接的参加意向が高い。

村民及び行政に、2013年1月に下記の政策提案をした。その概要は下記である。

- ①避難解除の決定方法は、年間1mSv以下での避難解除とし、村民懇談会を開催し村民投票で決定
- ②避難生活の長期化対策として、コミュニティによる村外への「原発災害集団移転促進事業」(仮)の推進
- ③村民交流の促進と地縁コミュニティによる復興計画作成、及び疎開授業やリフレッシュキャンプ等実施
- ④「原発災害者健康手帳(仮称)」制度の獲得
- ⑤除染中心の復興施策を改め、村民の生活再建、村外復興事業の展開(戻らない人ために、村外での飯館らしい菜園付き村外住宅地づくりの推進)
- ⑥避難地での共同菜園、凍み餅づくり等の伝統食の継承支援、村外の避難先で農業の経営再開への支援
- ⑦子ども達の内部被曝検査の徹底化と疎開・移住教室、リフレッシュキャンプ等の被曝低減の推進
- ⑧帰村できない若い世帯への短期・中期・長期的な支援策として、住宅ローン、二重ローン問題の解消等、津波被災者に準ずる生活再建対策の確立

これら政策提言は現在でも有効と考えるが、行政当局の主要な施策としては展開されていない。一方で、行政施策は除染優先と主要県道沿いでの中央公民館建設、道の駅建設等のハコモノ・ハード施策が復興助成金で実施されているのが現状である。

5. 住宅汚染の実態と除染の限界

村民達は避難しているが懐かしい我が家に帰宅し一時滞在する現実がある。先の2012年のアンケートで村内の自宅処分について質問した。壊すという回答はほとんどなく、修理していつかは住むという回答が多かった。多世代家族で暮らしてきた住宅は立派であり、壊す意向は少ない。そして、その家に被曝しながら一時滞在をする現実がある。それに対して建築系研究者として何かをしなければならないと思った。

賠償問題で裁判闘争を始めている村民有志達に協力する形で、2013年、2014年と飯舘村・浪江町・川俣町で計19軒の住宅内外の放射線量及び土壌、住宅内の冷蔵庫上部での放射性セシウムの付着状況を測定した。除染済宅地も含まれる。測定結果は、外部空間線量と室内空間線量の相関性が高いことや、森林に近い室内での線量が高く（図2）、室内では床面より天井面が高く、一階より二階の線量が高いこと等を明らかにした。放射線管理区域の規制基準値 $0.6 \mu\text{Sv/h}$ を超える住宅が大半であり、居住による外部被曝リスクの高いことを示した。室内の空間的に高い箇所の線量が高くなる理由は、今中氏の計算で解明できた。床下にはセシウム降下がなく床下からの直接被曝はなく、宅地土壌に付着した放射性セシウムからのガンマー線による被曝である。室内の高い空間ほど土壌からのガンマー線の透過角度が鋭角となり土壌による遮断効果が低いことが原因である。

測定当初は、天井裏や室内での放射性セシウム付着での高線量を心配したが、そうではないことも判明した。室内の冷蔵庫上の塵に含まれるセシウム量は 0.2 Bq/cm^2 を下回る状況であった。一定の放射性セシウムが室内に入り込んでいたことは明確であるが、室内での外部被曝を心配するほどのセシウムの付着状態で

はなかった。放射線管理区域からの持ち出し禁止の表面汚染基準値の 4 Bq/cm^2 と比較すると一桁低い値である。しかし、それでも室内に放射性セシウムが付着しており、居住での内部被曝のリスクをかかえることになる。また、別の飯舘村内の建物で省エネ熱交換気扇の震災時に使用していたフィルターの放射性セシウムを測定すると、 20 Bq/cm^2 を超える値を示した。いかに震災当時、大量の放射性セシウムが大気中に浮遊していたかを示している。

宅地及び周囲20mの山林除染により、室内の空間線量が半減程度は低減することは明確であり、除染効

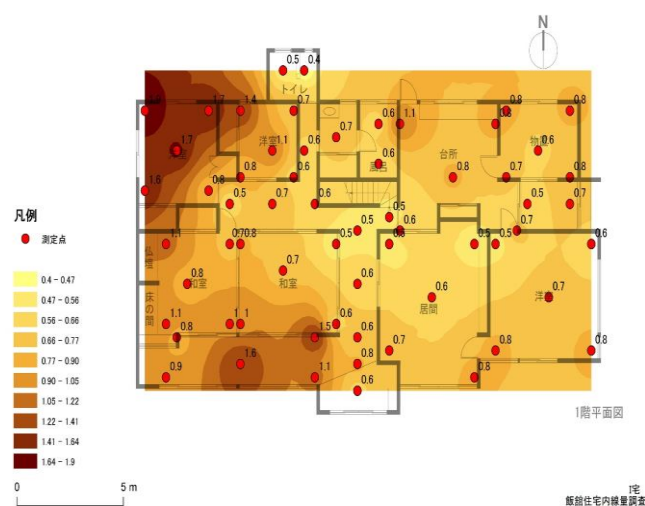


図2 飯舘村居住制限区域の住宅での1階床レベルでの空間線量分布図

果はある。しかし、一方で除染された土壌下部に高い放射性セシウムが残存している宅地もある。例えば、飯舘村K邸は除染で表面土5cmは削り取られ客土された結果、室内空間線量は $0.2 \sim 1.0 \mu\text{Sv/h}$ と低減したが、除染後の宅地の土壌深15~20cmには、放射性セシウムが2万 Bq/kg 近く付着したままである。客土の被覆で空間線量は低減したが放射性セシウムは土中に固定されたままである。放射性セシウム137の半減期は30年であり、90年で1/8に低減する。長期的な危険物質が宅地内に固定化されたままである。除染後には空間線量調査だけでなく、土壌コアサンプルによる評価を個々の敷地で実施すべきである。

除染の限界は明確である。飯舘村は8割近くが森林である。そこに放射性物質が降下し汚染した。森林斜面が汚染された結果、除染による低減策は非常に厳しい。住宅周囲20mの斜面林の表層の落ち葉等は除去されるが土壌はそのままである。土壌削除は斜面崩壊、エロージョンの心配もあり、できない。最初に述べたように豪雨での飯舘村の被害状況は山からの土砂流出による被害であることを目のあたりにすると、放射性物質を抱え込んだ森林土砂の流出が今後継続的に起こるリスクは高い。

筆者が研究と実験の拠点にしている飯舘村内の小屋周囲の斜面林は2014年11月に除染され落ち葉層はかき取られ土がむき出しになっている。除染後の土壌0~5cm層(A層)での放射性セシウムは2万Bq/kgと非常に高い。落ち葉層(F層)は除去されてもその下の土中に放射性セシウムは固着し、雨水や風での降下流出により宅地、農地への再汚染のリスクが高く、斜面地での除染の限界を示している。

6. 木材の放射能汚染の実態と課題

今後の生活再建、復興において、筆者が今心配している課題として木材の放射能汚染問題もある。被災地での樹林、そして、林産物、木材の放射能汚染は深刻である。先に述べたように飯舘村の除染された住宅裏山の森林土壌は高い放射性セシウムで汚染されたままである。汚染森林での樹木の樹皮には何千Bq/kgのセシウムが付着している。当初は芯材への移行はたいしたことはないという予測もあったが、その後の森林総研等の調査では、芯材へのセシウムも移行が明確となり、被災地では500Bq/kgを超える芯材も出てきている。この状況下で、林野庁は497Bq/kgの木材で6面覆った四畳半の室内での被曝は $0.0017\mu\text{Sv/h}$ であり、危険性は少ないとしてその使用を認める見解を平成24年8月にHP上で示している。学術会議も同様の見解を提示している。これは重大な問題である。

外部被ばくレベルでいうと少ない数字ではあるが、内部被曝リスク回避のため、食べ物としての基準は100Bq/kgである。また、薪の基準は40Bq/kgである。

薪の基準値は燃焼して灰となった時、放射性物質取扱い基準としての8,000Bq/kgを超えないようにした基準である。子どもが舐めることも出来ない、また、薪として使用不可の木材で周囲を囲まれた部屋での居住は問題ないという林野庁の見解は、放射能汚染をできるだけ避けて居住するという国民の居住権が侵害されているともいえる。

放射性セシウムを500Bq/kg含む2cm厚で比重0.5の板材は、単純計算すると $5,000\text{Bq/m}^2=0.5\text{Bq/cm}^2$ となる。先に放射能汚染された住宅内の冷蔵庫の上の塵は、 0.2Bq/cm^2 程度であったことと比較すると、それ以上に放射能汚染された板材を床・壁・天井に張った部屋でも健康リスクはないという説明は、国民に納得するだろうか。子供たちがその部屋で過ごすことを考えたときに、母親達は納得するであろうか。ちなみに、原発事故が起きる前、原子炉関係での被曝材の取扱い基準は100Bq/kgであった。5倍のインフレ水準で木材被曝が認められている。木材使用に関しての放射性物質の販売基準は国では正式に提示されていない。林産物、堆肥の基準はあるが、建築用等での木材使用の基準は提示されていないという不思議がある。

林野庁のこれらの見解は外部被ばく数値を元にした見解でしかない。放射能被曝した森林は福島県だけでなく、東京を含む広く関東地域に及ぶ。今後、被災地復興等での木材需要が増加する中で、木材流通障害、「風評被害」を問題としてこの種の見解を提示しているとすれば問題はより複雑となる。今後の被災地での住宅再建が進む中で、使用木材の放射性物質の基準値が設定されず、先に述べたような汚染基準で良いという国の方針は危険といえる。国民が、薪の放射能汚染基準を超えた木材を住宅に使用することを可とするか真摯に考えるべきである。復興住宅そのものが、内外からの放射能汚染は今後も長く続くことになる。放射性セシウム137は、100年経過しても1/10低減する放射性物質であり、復興住宅の寿命を越える汚染が続く。廃棄処分になったときに、燃焼もできない水準の廃材が大量にでる。林業界の厳しい状況は理解で

きるが、それ以前に国民への状況説明とその理解、あるいは、林業界の有り様、補償も含めて真摯に検討して打開策を考えるべきである。

7. コミュニティでの二地域居住権の確立

飯舘村の復興は両義的である。帰村を希望する人たちによる飯舘村の復興計画、帰村を選択せず避難先での一定期間の定住、あるいは永住を希望する村民達の生活再建・コミュニティ再建である。村民アンケートでも、長期的避難生活拠点として、「借り上げ住宅」、「自分の住みたい場所に、個々（世帯ごと）に戸建ての持ち家（新築、中古）購入」、「行政区（集落）単位での住宅地に戸建ての持ち家新築」、「戸建ての災害公営住宅」等の意向が示されている。

分散避難が続くなかでかつての村の地縁的コミュニティは崩壊に近い。唯一、除染合意、仮置き場の設定等での協議がそれを繋いでいるともいえる。放射能災害での長期化、帰還困難な状況で、元の場所でコミュニティ再生が出来ない現実の中で、地縁コミュニティの努力だけでは、コミュニティの回復は難しい。家族の回復をまずは達成したいというのが被災者の気持ちであり、そのための生活の場、拠点づくりは必至である。家族の要求を元の地縁コミュニティ、あるいは、親戚・仲間コミュニティの要求として集積し、村外に新しいコミュニティの場をどう創造していくのか、その施策は急務である。それは、被災直後に筆者が提案した、「まていな避難村」（農のある避難村）の発展としての新しい移住地づくりである。

2014年5～6月に飯舘村伊達東仮設住宅の全世帯（90世帯）にアンケートを実施した（回収数51件（56.7））。8割超が「60歳以上」であり、主に高齢者の意向を反映している。6割弱で世帯分解があり、分散避難している家族（29世帯）の再建時の希望は、「全ての家族が揃って生活再建」6割で「家族離散を一部でも解消したい」を合わせて3/4になる。多世代同居していた家族が多い村であり、若い世帯が帰村をしない将来に対して高齢者の苦闘は相当なものである。

今後の避難解除宣言後の対応としては、「すぐに帰

村したい」15.7%に留まり、「将来的にも帰村しない」17.6%である。2012年全村民アンケートと同様の傾向である。今回の調査は高齢者が多いことを考慮すると、帰村への厳しい判断が高齢者にも増加している。6割強は「帰村したいが、数年間は様子を見てから帰村したい」で、避難先での暮らしを継続し、長期的な避難生活を予想している。当面あるいは将来も帰村しないとの回答者（40人）は、生活再建の場として4割以上が「伊達方面（地域）」を回答し、現在の仮設住宅のある伊達方面とのつながりや近親感があることを示す。伊達市との協働による生活再建地の創設等が必至であり、飯舘村当局と伊達市当局との連携が必至である。

当面あるいは将来も帰村しない人たちは、「復興公営住宅（戸建てタイプ）」希望は32.5%、「村民がある程度集まって暮らせる住宅団地に、戸建て持ち家を新築する」は15.0%、「自分の住みたい場所に、個々（世帯ごと）に戸建ての持ち家（新築、中古）を購入」12.5%で続き、戸建て意向は6割と高い。復興公営住宅意向が高いのは高齢者にとっては住宅再建の出費は厳しいことを示す。「既に村外に住居を購入済、もしくは購入計画中」15.0%である。戸建てでの生活再建希望者が多く、村外での村民集住を希望する人も少なからず存在し、村外での住宅地整備が急務である。

既に、2014年で300世帯以上が村外に新しい住宅か借家を確保してきていると、村民達はいう。たまたま、村外の自宅に一時帰宅をするという二地域居住的に生活様式を個別に実施している村民も出てきている。ただ、それは残念ながらコミュニティ単位ではなく、個々の村民達の自主努力、自主再建によるものである。もっと復興事業としての避難先での集団居住地開発事業が展開されていかねばならない。

先のアンケートで今後の生活再建での経済的目処を聞くと、「目処がついている」と「目処がつくと思う」が27.5%に対して、「目処はついていない」は4割超で最も多い。「まだ考えていない」の3割弱と合わせると、7割近くは経済的目処が厳しい状況にある。

高齢者の比率が高いこと、飯館村の「までいな暮らし」時では自然の恵みでの「自然共生居住権」を享受した生活が奪われ、今後の生活再建での金に依存する暮らしの厳しさを示している。今後の帰村宣言後、村外での自力生活再建ができず、被曝リスク覚悟での帰村を強いられた高齢者が出現することが危惧される。

8. 村民有志との新しい居住地づくりの模索

筆者は、村民有志と福島市の西部での移住計画、小さな村づくりの具体化を2013年度に試みた。村民有志が避難先での荒廃農地を借り受け、共同菜園づくりをしている地区である。汚染レベルが低い地区で、飯館村民へのアンケートでも移住希望先としてあがる地区であった。当地への移住、農業再開を希望する村民達とこの地区の関係者と2013年に何度かワークショップ等での移住構想を検討した。しかし、残念ながら行政施策としての展開がなく、まとまった形での住宅地開発整備は実現できていない。ただ、飯館村民達の自主的努力により数世帯での移住や農業再開、共同菜園は実現されつつあり、この地区での緩やかな飯館のコミュニティ構築、村民自身による「分村」的コミュニティ再生を図ることが今後も期待される。

もう一つの「分村」計画を構想した。飯館村伊達東仮設住宅地を含む集落は、伊達市都市計画では調整区域ながら地区計画制度の導入で、一定の宅地開発が可

能な地区となっている。2013年に、有休農地や空地での、10~20戸単位での飯館村の飛び地として確保し、戸建て住宅、菜園付きの住宅地構想を村民達と検討した。しかし、これも行政支援が得られず、実現できないままに今日に至っている。

9. 津波被災地での新居住地づくりへの支援

飯館村民への支援と平行して、筆者は津波被災地での復興支援活動をしてきた。飯館村民達に提案してきたコミュニティ移住のための支援のあり方を実践的に考えるものでもあった。

大船渡市碓石地区には縁あって2011年暮れから支援活動を継続している。21人の尊い命を失った津波被害の漁村集落の再生、高所移転住宅地建設計画等にかかわってきた。弁護士、技術士等の協会連合からなる「災害復興まちづくり支援機構」の実務専門家達との合同での支援活動である。被災時から地元リーダー達の活躍により、一時孤立した地区は相互扶助の中で避難生活を乗り越えてきた。地元リーダー達は、自助・共助・公助の他に、「近助」の力と「遠助」の力の複合力の重要性を指摘する。その複合力を組織化し継続的に行動してきた地元リーダーの組織力とコミュニティ力は、震災前からの地域協議会等の農漁村ならではの、顔の見える活動が基礎となっている。

2013年夏には地元の復興まちづくり協議会のみなさんを支援して、市に復興提言書を提出した。研究室で地域地形模型を作製し、住民たちによりリアルに地域の地形、景観、環境条件を認識してもらい、防集移転先についての検討を進めた。海が見える高台敷地の場所も被災者の皆さんと確定したことにより、防集事業も進み、造成がほぼ完了するまでにいった。各敷地から南に広がる海が見える。各家がその眺望と日照を享受できるように、そして、美しい街並みになるように、まちづくり協定を住民たちは締結した。隣の敷地や道路からの建物のフィードバック、建物色彩の配慮、建物形状の配慮等についても合意形成を図った。設計した各自の建物模型を防集の住宅地模型に置き、近接敷地との調整も図ることもしてきた。

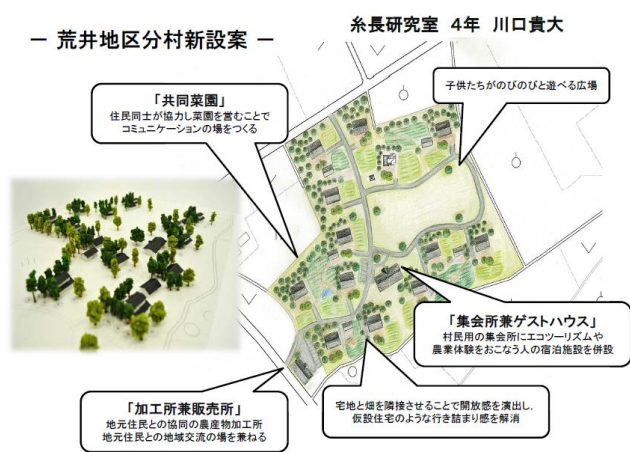


図3 福島市西部での飯館村民のための「分村」計画案
(2013年度日本大学生物環境工学科系長研究室卒論 川口貴大)

自力建設の戸建て住宅が16軒、復興公営住宅6軒の計画である。公営住宅も住民たちの粘りで戸建て住宅となった。被災住民がどのような復興住宅を希望しているのかは、被災前の住宅での暮らし方、気に入っていた空間の有無と場所等、住宅ライフストーリーの聞き取りと図面化の作業を研究室で進めた。その後、復興住宅のイメージを住民ワークショップで盛岡の建築家達の参加で確立した。復興敷地が100坪と限定されている中で、かつての住宅の良さ、今後の住まいへの希望、環境性能等を配慮し、床面積で三タイプのモデル住宅を設計し模型提示もした。復興公営住宅モデルも先に住民ワークショップから提案した小規模住宅モデルを市の担当部局が採用してくれた。

自力建設の戸建て住宅の内6軒は共同設計・施工方式で実施する。建築家協会盛岡支部の有志は「リアスの風LLP」という設計集団を立ち上げ、被災者たち6世帯は「住宅建設共同組合」を結成して共同発注方式を進めてきている。施工業者は地元の工務店を核として結成された。施主・設計者・施工者の共同体制が確立し、2015年秋からいよいよ建設が始まる。

以上の津波被災地での復興住宅地づくりは、被災コミュニティと建築系の専門集団とのコラボであり、多少の時間はかかったが、成功裡に復興プロセスが進み、被災住民からも感謝とリスペクトを受けることができた。この多元的な協働の力による復興住宅地づくり支援が、飯舘村のような原発事故被災者コミュニティへの支援として、二地域居住地づくりへの支援として現実化しない矛盾とその虚しさを痛感している。

10. 不安定時代での総有的・二重居住権の確立

地震、津波、火山爆発、豪雨と洪水等の災害列島、日本での、国民の居住権はどう確立していくべきか。更に、人災である原発事故での長期的な放射能汚染された大地と海の修復は困難を極める。この局面においても、川内原発の再稼働が実施されてしまうという、災害大国での国策として反対方向に向かっている。経済優先、人命軽視の政策と言わざるを得ない。

本特集のテーマである「災害復興における居住権、

居住福祉」の前に、大人災を避けるというリスク管理が出来ていない。特に、原発事故は、長期的な災害であり、その復興は長い道のりとなることは明確である。放射能セシウムに汚染された大地が元の状態に戻るには100年以上かかる。その間の被災民達の居住権は、特に、飯舘村民達が苦勞して維持してきた里山居住権、「自然との共生居住権」は剥奪されたままである。地産地消で生きてきた人たちの、持続可能な居住権は奪われたままである。筆者が提案している、二地域居住権が仮に確立されたとしても、元の場所での居住権は戻らない。天災であれば、その大地に対して覚悟を決め、大地に寄り添いながら、災害時に避難し、平常時にその大地の恵みを楽しむという柔軟な自然との共生居住権が確立できる。しかし、放射能汚染された大地での居住権の折り合いは付かない。

筆者は震災当初から移住と村を捨てない両義的手法として、「二地域居住」、「分村」、「二重住民票」等の提案をしてきた。放射性セシウム137は100年でやっと放射線量が1/10となる。時間のデザインによる再生として「二地域居住100年構想」を提案した。早期帰還策ではなく、「人の回復、家族の回復、コミュニティの回復」の場を村外に創造することを提案してきた。村外の行政とコミュニティとの共存を図るような制度開発が必要である。

今後の益々、天災、人災が起こるという不安定時代の中で、大地が安定しているという前提での都市計画、居住地計画、社会・経済計画を転換しないといけない。その転換のシナリオと手法について全てを述べる能力はないが、少なくとも、一つの場所に住み続けるという単一拠点的な居住権の確立ではなく、災害時の避難場所も確保も含めた、二重的な居住権の確立と、それに向けたライフスタイルや社会交流システムの確立も必要となってくる。真の意味での農村と都市の結婚であり、助け合いの相互扶助の仕組みづくりである。

もう一つの課題として被災者の生活再建、復興が遅れる原因として土地所有権と利用権の乖離がある。総有的(入り会的)な土地所有と利用の分離による「新

しい村」を避難先に造れる仕組みが欲しい。五十嵐敬喜が主張する「現代総有論」で指摘するような、災害復興期でのコミュニティ共同体の育成を可能とするような制度的、事業的展開が必要である。

謝辞

不安の中で避難生活をしている飯舘村民の皆さんの一日も早い生活再建の目処が立つことを願い、また、本研究に協力していただいた多くの村民の皆さんに、更に、大船渡市基石地区の皆さんにも一日も早い住宅再建を願い、ここに感謝申し上げます。尚、本研究は、科研基盤(C)24580361(代表糸長浩司)、基盤(A)24248039(分担糸長浩司)、日本大学生物資源科学部戦略的基盤形成支援事業(分担糸長浩司)の研究の一環である。

参考文献

- 1) NPO 法人エコロジーアーキスケープ、
<http://www.ecology-archiscape.org/>
- 2) 飯舘村放射能エコロジー研究会
<http://iitate-sora.net/>
- 3) 糸長浩司編著 (2011)、3・11 後の建築・まち／われわれは明日どこに住むか、彰国社
- 4) 糸長浩司 (2013)、大震災からの回復と復興で問われていること、農村計画学会誌 31 巻 4 号
- 5) 糸長浩司(2015)、飯舘村民の苦闘、農林地及び住宅内外の放射能汚染実態と除染の課題、農村計画学会誌 33 巻 4 号
- 6) Koji ITONAGA(2014), Resilience Design and Community Support in Iitate Village in the Aftermath of the Fukushima Daiichi Nuclear Disaster, Planning Theory & Practice, VOL. 15 NO.2
- 7) Koji ITONAGA(2014), Contamination and community support in the aftermath of the Fukushima disaster, Bulletin of the Atomic Scientists, June 2014